

コンビニ受診とは？

一般的に外来診療をしていない休日や夜間の時間帯において、本来は救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動をいいます。

軽症患者が「平日は休めない」や「日中は用事がある」、「明日仕事があるから」、さらには「日中病院行くと長く待たされる」等の個人的理由により、本来であれば重症患者の受け入れを目的とするはずの救急外来を、街中にあるコンビニエンスストアに行くような感覚で夜間や休日に受診する行為をいいます。

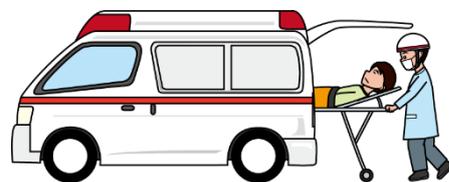
— Wikipedia より引用 —

◆医療機関の適正な利用について

病院の救急外来は少数の重症者の対応に特化しており、多数の患者を診療できる体制にはなっていません。

コンビニ受診をする患者さんの中には、専門医による高度な診療や精密検査を要求することもあり、対応に苦慮するケースもあります。

このような受診形態の患者が増え、重症患者の対応や入院中の患者の急変への対応が困難になったり、医師が休養をとれず翌日以降の診療に支障をきたすなどの問題が発生しています。



「コンビニ受診を控える」ということは決して「無理して我慢する」ということではありません。本当に必要な人が必要な時に医療を受け入れられるように、症状に応じて病院と診療所（かかりつけ医）を使い分け、ご自身で「症状が軽いな」と思ったら、すぐに病院を受診するのではなく、まずは『かかりつけ医』を受診しましょう。そのためにも普段から気軽に相談できる『かかりつけ医』を持つことが大切です。

— 上越メディカルナビより —

◆地域の診療情報や相談窓口を活用しましょう

地域によっては休日・夜間に診療を行っている診療所もあるので、住んでいる地域の広報や案内などを確認の上、利用すると良いでしょう。

特に小児の場合はコンビニ受診をやめようと言われても、「どの場合に、夜間でも病院に行く必要があるのか、翌日まで待てばいいのか、わからない。」「夜間に相談できる相手がない。」という事情もあると思われます。

このため、休日・夜間に子どもを急いで連れて行く必要があるかなどを電話で相談できるのが「小児救急電話相談」です。

プッシュ回線で「#8000」を押せば、地域担当の小児科医・看護師などに相談できます。お気軽にご活用ください。

